

宇都宮市園芸作物生産施設等整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市の交付する園芸作物生産施設等整備事業補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 園芸作物生産施設等の導入に要する経費の一部を補助することにより、園芸作物の生産振興及び産地の育成強化を図り、本市農業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、営農集団、認定農業者、認定新規就農者とは、次に定めるところによる。

（1） 営農集団

農業法人、農事組合法人、その他農業者の組織する団体とする。ただし、法人格を有しないものにあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。

（2） 認定農業者

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者とする。

（3） 認定新規就農者

法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者とする。

（交付の対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、事業ごとに別表1の補助対象者に該当する者とする。

- （1） 市内に在住又は事業所が所在していること。
- （2） 市税を滞納していないこと。
- （3） 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

（補助金の額等）

第5条 補助事業に係る補助対象経費、補助率及び補助金の額は別表1に定める。ただし、補助金の額は、補助金の対象となる事業に要した経費に補助率を乗じた額とし、千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(実施の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業実施申請書に別に定める関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(実施の採択)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、必要な調査を行い、事業の採択を決定し、補助事業採択通知書を申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第8条 前条の採択を受けた申請者は、補助金交付申請書に別に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条の採択を受けた申請者が第16条第1項の規定による承認を受けて行う申請について準用する。この場合において、前項中「補助金交付申請書」とあるのは「補助金変更交付申請書」と読み替えるものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、必要な調査を行い、補助金の交付を決定し、交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付に条件を付することができる。

3 前2項の規定は、第8条第2項の規定により準用される申請に係る通知について準用する。この場合において、第1項中「交付決定通知書」とあるのは「変更交付決定通知書」と読み替えるものとする。

(交付決定前着手届)

第10条 第8条の申請をした者は、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手する必要がある場合には、交付決定前着手届を市長に提出し、その承認を受けて着手することができる。

(状況報告及び調査、指示)

第11条 第9条第1項により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行状況について、市長から報告を求められたときは、書面等において速やかに報告するものとし、市長は、必要に応じ実地調査するものとする。また、市長は、この報告等により適正に補助事業が遂行されていないと認められるときは、当該補助事業の遂行を指示するものとする。

(実績の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書に別に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告があったときは、必要な調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により補助事業者に通知するもの

とする。

(交付の請求)

第14条 補助金の確定通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書に別に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の請求があったときは、必要な調査を行い、補助金を交付するものとする。

(事業の変更、中止及び廃止)

第16条 補助事業者は、事業を変更（軽微な変更を除く。）、中止又は廃止する場合は、事前に計画変更等承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更とは、補助目的の達成に支障がないと認められる範囲で行う事業計画の細部の変更及び、事業費の30%未満の増減又は補助金額の30%未満の減とする。

(事業の変更等による交付決定の取消等)

第17条 市長は、規則第8条に定めるもののほか、前条による申請があった場合は、第9条第1項に基づく交付決定を全部又は一部を取り消し、又は変更をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による取り消し等をした場合において、既に交付金が交付されている場合は、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）のうち、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間をいう。）（以下「処分制限期間」という。）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供してはならない。

(財産処分の承認)

第19条 補助金の交付を受けた者は、処分制限期間内において、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書に別に定める関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による財産処分承認申請書の提出があったときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、必要に応じ条件を付して当該申請に係る

財産処分を承認するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により財産処分を承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。
- 4 市長は、前項の規定により返還を求めるときは、補助金返還請求書により期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- 5 前項に規定する補助金の全部又は一部に相当する金額は、次の式により算定した額とする。

$$\frac{\text{取得財産に係る補助金の額} \times (\text{取得財産に係る処分制限期間} - \text{供用年数})}{\text{取得財産に係る処分制限期間}}$$

- 6 前項に規定する供用年数は使用に供した日から取得財産を処分する日までの年数をいう。なお、それぞれの年数に1年未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(財産の管理等)

第20条 補助金の交付を受けた者は取得財産について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(状況報告及び立入検査)

第21条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認められるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又は当該職員にその事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附則 この要綱は、平成16年4月1日一部改正し、同日から適用する。

附則 この要綱は、平成17年4月1日一部改正し、同日から適用する。

附則 この要綱は、平成18年4月1日一部改正し、同日から適用する。

附則 この要綱は、平成19年4月1日一部改正し、同日から適用する。

附則 この要綱は、平成24年4月1日一部改正し、同日から適用する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日一部改正し、同日から適用する。

附則 この要綱は、平成26年4月1日一部改正し、同日から適用する。

附則 この要綱は、平成27年4月1日一部改正し、同日から適用する。

附則 この要綱は、平成28年4月1日一部改正し、同日から適用する。

附則 この要綱は、平成29年4月1日一部改正し、同日から適用する。

附則 この要綱は、平成30年4月1日一部改正し、同日から適用する。

附則 この要綱は、平成31年4月1日一部改正し、同日から適用する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日一部改正し、同日から適用する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日一部改正し、同日から適用する。

附則 この要綱は、令和5年1月1日一部改正し、同日から適用する。

附則 この要綱は、令和5年4月1日一部改正し、同日から適用する。

附則 この要綱は、令和6年4月1日一部改正し、同日から適用する。

別表 1 (別紙第 4 条, 第 5 条関係)

事業内容	補助対象者	採択要件	補助対象経費	補助率及び補助金の額
1 パイプハウス整備事業	認定農業者 認定新規就農者	(1)導入面積が 5 a 以上であること。 (2)新規又は増反であること。 (3)農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること。 (4)導入する生産施設の設置は, 宇都宮市内の圃場に限る。	パイプハウス本体資材費及び施工費, 付帯設備を含む(消耗品, 農業以外に使用できる汎用性のある設備は除く。ただし, 認定農業者については, 施工費は対象外とする。)	○認定農業者 事業費の 3/10 以内で, 補助上限額 100 万円 ※ 1 ○認定新規就農者 事業費の 1/2 以内で, 補助上限額 300 万円 ※ 1 ※ 2 ※ 1 作業機械導入支援事業を併用する場合でも補助上限額は同額とする。 ※ 2 上限額の適用は 1 回限り。ただし, 上限に満たない場合は, 認定新規就農者の期間中は複数回利用可能。
2 夏秋いちご用パイプハウス整備事業	認定農業者 認定新規就農者 営農集団	(1)導入面積が 5 a 以上であること。 (2)新規又は増反であること。 (3)夏秋いちごの生産を継続すること。 (4)農業保険法(昭和 22 年法律第 185 号)に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること。 (5)導入する生産施設の設置は, 宇都宮市内の圃場に限る。	パイプハウス本体資材費及び施工費, 付帯設備を含む(消耗品, 農業以外に使用できる汎用性のある設備は除く。認定農業者については, 施工費は対象外とする。)	【大谷冷熱利用可能地域※ 1】 ○認定農業者 事業費の 1/2 以内で, 補助上限額 300 万円 ○認定新規就農者 事業費の 1/2 以内で, 補助上限額 500 万円 ※ 2 【大谷冷熱利用可能地域以外】 ○認定農業者 事業費の 3/10 以内で, 補助上限額 100 万円 ○認定新規就農者 事業費の 1/2 以内で, 補助上限額 300 万円 ※ 2 ※ 1 大谷冷熱利用可能地域 大谷石採取場跡地に賦存する水の冷熱を利用して夏秋いちごを生産する地域 ※ 2 上限額の適用は 1 回限り。ただし, 上限に満たない場合は, 認定新規就農者の期間中は複数回利用可能。

事業内容	補助対象者	採択要件	補助対象経費	補助率及び補助金の額
3 作業機械導入支援事業				
(1) 作業機械の導入	認定農業者 認定新規就農者 営農集団	補助対象とする作物は、野菜、果樹、花きとする。 (1) 施設園芸用（花きを含む） ア 5a以上の園芸用施設の新設又は増反を伴うこと。 イ 事業費が50万円以上であること。 (2) 露地園芸用 ア 経営規模又は経営目標が30a以上あること。（2割以上の規模拡大であること。） イ 規模拡大部分が全て水田であること、又は産地交付金対象となる露地野菜を作付していること。 ウ 事業費が50万円以上であること。 (3) 果樹園芸用 ア 経営規模又は経営目標が30a以上あること。（2割以上の規模拡大であること。） イ 事業費が50万円以上であること。 (4) 作業機械導入支援事業を活用する営農集団は、「認定農業者であり、かつ実質化された人・農地プランの中心経営体に登載された担い手1名以上を含む構成員が3名以上」の団体とする。 (5) 導入する機械は、宇都宮市内の圃場で使用すること。 (6) 農業用ドローンを導入する場合は、「国土交通省航空局ホームページに掲載されている無人航空機の講習団体」の講習を受講すること。	生産力向上、生産規模拡大のために導入する園芸用作業機械（新品）であり、播種、肥培管理、病虫害の防除、収穫又は出荷調製の作業で使用するもの（アタッチメント含む）とし、運搬用トラック、フォークリフト等農業以外に使用可能な汎用性の高いものは対象外とする。	○認定農業者 事業費の3/10以内で、補助上限額100万円※1 ○認定新規就農者 事業費の1/2以内で、補助上限額300万円 ※1※2 ○営農集団 事業費の3/10以内で、補助上限額150万円※1 ※1 パイプハウス整備事業と併用する場合でも補助上限額は同額とする。 ※2 上限額の適用は1回限り。ただし、上限に満たない場合は、認定新規就農者の期間中は複数回利用可能。

(2)農業用 ドローン 講習費用	認定農業者 認定新規就農者 営農集団	「国土交通省航空局ホームページに 掲載されている無人航空機の講習団 体」の講習を受講すること。	農業用ドローンの購入に伴う 講習受講に限る。	講習費用の 3/10 以内で、 補助上限額 9 万円
4 生産性向上事業（生産効率や作物の品質の向上を促進する機械等） ※上記 1， 2 及び 3 との同年度重複利用可				
(1)梨花粉 採取機	宇都宮農業協同 組合 営農集団	梨の品質向上や災害に強い産地づく りに資するため、梨花粉採取機を導入す ること。	梨の花粉採取に要する機器	事業費の 3/10 以内
(2)炭酸ガ ス殺虫装 置	認定農業者 認定新規就農者	いちごの品質・生産能力向上に資する ため、新たに炭酸ガス殺虫装置を導入す ること。	いちごの炭酸ガス殺虫装置	事業費の 3/10 以内で、補 助上限額 50 万円
(3)生産性 や品質の 向上に資 する I C T 機器	認定農業者 認定新規就農者	① I C T 環境測定機器等 (1) I C T 技術を活用し、現在よりも 生産効率や生産量、品質等の向上に 資するために生育環境を向上させる 機器であること。 (2) 事業費が 20 万円以上であること。	I C T 等の先端技術を活用 し、温度や二酸化炭素等の施 設(ほ場)内の環境を測定でき る機器	事業費の 3/10 以内で、補 助上限額 50 万円
		②自動環境制御装置等 (1) I C T 環境測定機器等と連動し、 園芸施設の自動環境制御を行える 機器であること。 (2) 事業費が 50 万円以上であること。	I C T 環境測定機器、温風暖 房機や循環扇、灌水装置、ハウ スのカーテン開閉装置等の設 備	事業費の 3/10 以内で、補 助上限額 100 万円
5 省エネ設 備等導入 支援事業	認定農業者 認定新規就農者	(1) 加温施設の燃油使用量が 10%以上 削減される取組であること。 (2) 事業費が 50 万円以上であること。	施設園芸の燃油使用量を削減 するために導入する省エネ効 果の高い設備	事業費の 3/10 以内で、補 助上限額 100 万円